

～ 12月市議会報告 ～

法令違反の区画整理工事

市長「ハード事業に移行し、^{つちおと}槌音を響かせている」と・・・
その工事の心労で入院してしまった住民が出ている！

山崎 陽一 議員

市長の所信表明や答弁で気になる言葉があった。区画整理は28年度からハード事業に移行し「槌音を響かせている」と謳いあげている。実態はどうか。その工事現場の騒音・振動で心身が弱り入院してしまった近隣住民が出ている。

これが長期総合計画でいう「市民一人一人が尊重されるまち」なのか。この言行不一致について聞く。」

山崎 議員 「騒音規制法、振動規制法等の法例は守っているというが、調べているか。」

石川 部長 「騒音規制法では重機の場合、80デシベル。都民の健康と安全を確保する環境に関する条例では75デシベル。調査結果は何れも基準値の中に収まっている。機械の作業は不規則で、騒音レベルが上下するので時間平均で算出している」

山崎 議員 「私も騒音計で測った。住民の宅地の境界からで、91.4デシベルだった。削ガイヤという機械は、鉄板を埋める穴を掘る。石にぶつかると砕く為かなり高い音が出ている。
平均してしまえば80になるかもしれないが、それがずっと続いた。一番大きいのは100を越えた。当然、振動も出る。条例の80をかなりオーバーしている。」

「法令の‘休日’は、やってはならない’等は遵守しているか。また、決まりは8:30から5時だが、8:30前に工事が行われたと聞いている。」

石川 部長 「工事によっては土曜日やったり、祭日も行わせてもらったのが現状。」

住民の宅地側には防音シートが設置されなかった

山崎 議員 「今の校庭脇の道路工事で、直近の家に防音カバーがされていない。何故、防音シートをしないのか。」

石川 部長 「事前調査で、一時的には90とか100に近いデシベルがあったとしても、それほど厳しい状況はないと判断した。

今回、防音シートをしなかった理由の一つは、埋蔵文化財の調査を広く皆さんに見て頂きたいということ。また、全く覆われてしまうと、中で何をされているか解らないというような事で、そういった話も聞いている。」

山崎「遺跡調査の所ではない！ 削ガイヤ機使用の家の玄関脇にシートがない。学
議員 校側には防音シートがある。工事をやる側が設置するのが普通だ設置を求める」

— 反対の会コメント —

前回のニュースで「遠江坂周辺でも工事車両等の騒音、ストレスで生活に支障」の記事を書きましたが、住民の生活を考えない市の姿勢が浮き彫りになった。

* 遺跡調査の現場で聞く

石に囲まれた大きな壺、住居址3軒の中には四角く囲まれた炉。立っていたような大きな石、祭礼のためか・・・。また、築山あたりに2つの楕円形のお墓らしき穴。その周りには割られた石があった。 現在、調査中。

ドローンによる撮影が行われていました。

羽村市は昔から工事優先で、遺跡や歴史的なことについては、おざなりという話を良く聞きます。ダイソーの所の祭祀跡と広場、釣手土器等も貴重な遺跡ですが、広く世間に広報されていません。

山崎「平成27年から3年間の工事内容と完了後の地形を聞く」

市長「3・4・12号線の大橋東詰交差点付近を掘割構造とするため、まずは立体交差点や道路計画線内の用地を確保し、平成29年度から擁壁工事に着手する計画。

既成のコンクリート壁体を設置するが、擁壁設置後、直ちに道路整備を行うのではない。今後の道路用地空けの進捗状況及び羽村大橋拡幅工事の進捗を踏まえ、東京都により掘割部の開削工事が行われる。時期は未定だ。

川崎一丁目エリアは、青梅線側から新奥多摩街道に向かい地盤面が傾斜しているため、計画道路の高さにあわせて宅地造成することが基本だが、宅地の地盤高については、個々の権利者との移転協議段階で調整し設定する。」

水野「羽村大橋との接続など、都の計画との整合性は、いつまでに調整するのか。」
議員

市長「東京都や警視庁などと協議を行っている。現時点で時期を示す事は出来ない。」

山崎「高低差14メートルの大きい地域だ。立体模型での説明が必要ではないか」

石川「3・4・12号線大橋立体部分は立体模型は重要になって来るので作っていききたい。」
部長

— 反対の会コメント —

東京都は大橋拡幅に12年、市は用地空けに10年～15年かかるとしています。としたら、道路開通までに20年。また2重構造で、その上をモノレールが走るという、ありえない計画です。何れにせよ、最大巾40mの道路が地域を分断し、コミュニティや住環境を破壊、地域住民に大きな負担がかかります。

川崎一丁目は、段差による日照問題や雨水の流水問題、高さにより覗かれる段差関係。擁壁をどちらが負担、管理するか等、難しい問題がたくさんあります。

「今後30年」の事業計画変更。国、都が認めず

水野 議員 「事業計画の見直しは、もう1年どころか何年も同じ状態が続いている。その真の原因は何なのか。具体的な理由をしっかりと教えて欲しい。」

市長 「平成28年6月市議会で、平成28年度以降の出来るだけ早い時期に事業計画の見直しを行うと答弁したが、現在も国及び東京都との調整を図っている状況」

石川 部長 「国や都から羽村市の概ね30年の延伸期間は長過ぎるという指摘を受けている。理由は、20年を超える長期間の考え方では、社会情勢の変化を見通すことが難しく無理があるということ。

現計画期間は平成33年度までで、国庫補助金や東京都の交付金等の充当期間が平成31年度までになっている。特定財源、補助金の執行状況、工事等の実績を踏まえる必要があるという話も受けている。

平成27年度からハード事業に着手し間もない。その実績を精査し、慎重な検討が必要で、変更の手続きが望ましいとの見解を受けており、羽村市の考え方と若干相違があり時間が掛かっている。」

市:工事着工の平成27年を初年度として30年、56年迄の計画にしたい???

水野 議員 「国や都から期間が長すぎるという指導がある、市は、どう答えているのか。」

石川 部長 「市の財政規模から考えると、今の33年度までの370億について平準化をしても、単年度の事業費がかなり増える。

従って、市は、平成27年に事業着手したので、それを初年度として、約30年ということで、平成56年迄の計画という考えで調整をしている。」

反対の会コメント

国交省は「区画整理事業停滞地区は、必要性・緊急性の面から、再点検と大幅な見直しが必要。公共施設整備を重点にし、それ以外は地区計画を立てて事業区域を縮小する」等を勧めている。

～12月9日 議案第69号「地区計画」について～

地区計画は住民発意と言いながら、「意見は反映していない」と答弁

山崎 議員 「区画整理済みの羽村駅東口や小作駅東地区は地区計画がないのは何故か。」

池田 課長 「地区計画は、権利者に制限を加えるものなので、市が進めるものではなく市民の方からの発意、市民の同意を持って進めていくもの。東口は今のところ、そういった要望等も聞いてないので、導入していない。」

水野 議員 「羽村駅西口は、具体的にどういうタイミングで、どれだけの人から、そういう要望が出たか。総意を得て決めるという話にならなければいけない。」

池田 課長 「土地利用の説明会は、平成15年から18年迄で延べ52日間、917人が参加。基本的には、それに基づき意見を交換する中で、今回させてもらっている。」

水野 議員 「10年以上前の説明会の、917名の話の中で、地区計画を決めてくれという声が出たと理解して良いのか。」

細谷 部長 「当初のきっかけは、行政の方からも、どうですかということには確かにあった。その後、内容は、じゃあどうしましょうかということ市の方からも投げかけて、きっかけは住民側ではなく、市側にもあると理解している。」

水野 「最初の説明は違っているということですね。」

細谷 「先ほどの説明は、色々住民の方をうかがいながらということで、誤解があったかも知れない」

賛成の意見書は 0件、反対が100件

山崎 議員 「では、西口地区にそのような要望はあったのかどうか聞く。今回、意見書は何通出ていて、どのような要望があったのか。その要望がこの地区計画に反映されているのか。」

池田 課長 「今回の意見書は100通。例えば、拡大型の計画に基づく用途地域の変更は時代錯誤で認められないとか、用途地域・地区計画は全地域で適用されるまで30年かかるといった反対意見。やはり多かった意見は、区画整理を前提とした都市計画案に反対するという意見が98件あった。今回の意見は残念ながら、この地区計画に反映していない。」

山崎 「勿論、賛成・反対の意見があったと思うが、件数をキチンと言って欲しい。」

池田 「賛成の意見書はゼロ件。それから反対の意見書が100件となっている。」

区画整理によらない「まちづくり」をみんなで考えよう！

年に一度の 住民集会及び総会のお知らせ

2月11日(土) 午後1:30～～5時

場所：本町会館 1階 和室

どなたでも参加できます。みんなの意見を持ち寄りましょう！

*** 「事業計画変更決定取り消し裁判」のお知らせ ***

第9回口頭弁論 1月27日(金) 11時30分～ 約10分 東京地裁 522法廷

どなたでも傍聴できます *** 3人の弁護士さんとお話出来ます。**

一緒に行かれる方は、9時に羽村駅改札口集合です。

